

札幌市高速電車乗車料金条例の一部を改正する条例 **案**

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市高速電車乗車料金条例の一部を改正する条例

札幌市高速電車乗車料金条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保護者が」を「1歳未満の者は無料とし、6歳以上の者（小学校入学前の者を除く。）が」に、「年齢の者は、保護者1人につき1人に限り」を「者（1歳未満の者を除く。）は当該6歳以上の者1人につき4人まで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日における始発以降の高速電車による乗客の輸送について適用する。

（理 由）

保護者が同伴する場合に高速電車の乗車料金が無料となる幼児の人数について、保護者1人につき1人から4人にまで拡大する等のため、本案を提出する。